

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
特定放射性廃棄物小委員会（第1回）

- 日時 : 令和5年10月13日（金曜日）17時00分～19時12分
- 場所 : 経済産業省別館2階238各省庁会議室及びオンライン開催

1. 開会

○下堀課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第1回特定放射性廃棄物小委員会を開催いたします。

私は事務局を務めます経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。

本日はご多忙の中、委員の皆様におかれましてはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本小委員会では、総合資源エネルギー調査会の運営規程に基づき、山内電力・ガス事業分科会長の権限の下で設置され、委員長及び委員は同分科会長により選任されておりますことを最初にご報告いたします。

放射性廃棄物ワーキンググループにいらっしゃらず、小委員会より新たに参加いただいた委員をここでご紹介いたします。

上智大学大学院地球環境学研究科の織委員。

○織委員

織でございます。よろしくお願いいたします。

○下堀課長

大阪大学C Oデザインセンター教授の八木委員。

○八木委員

八木です。よろしくお願いいたします。

○下堀課長

それでは、お二人から順番に、もう少し一言ずつご挨拶いただければ幸いです。

まず、織委員からお願いいたします。

○織委員

上智大学の織でございます。

専門は行政法、環境法ということですので、ずっと産業廃棄物処分場の立地ですとか、原子力のリスクコミュニケーション、リスクマネジメントという観点から、地域住民とのファシリテーションなどを長くやらせていただいております。

また、環境という面からも、今回、会議に参加させていただくことになっているかと思うますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○下堀課長

ありがとうございました。

次に、八木委員、お願いいたします。

○八木委員

大阪大学、八木でございます。よろしくお願いいたします。

私自身も結構長らくこの問題というか、特に特定放射線廃棄物処分のいろいろな地域の方々の議論の在り方や、専門家同士の議論の在り方というものを研究対象にしてきていますので、その観点からできるだけいろいろなコメントをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○下堀課長

ありがとうございました。

なお、本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構（^{ニ ュ ー モ}NUMO）から、田川専務理事、坂本理事、電気事業連合会から、高井部長にご出席いただいております。

本日の小委員会は、対面とオンラインのハイブリッドにて行わせていただきます。

また、本日の会議の様子はY o u T u b eの経産省チャンネルで生放送させていただきます。

委員の皆様には、事前にメールで資料をお送りしておりますが、対面でご参加の方はお手元のi P a dをご参照ください。オンラインでご参加の方については、T e a m sの画面上でも適宜投影をさせていただきます。

続いて、本日お送りしている配付資料でございますが、こちらは「配付資料一覧」のとおりでございます。過不足などがございましたら、事務局までお知らせください。

では、以降の議事進行は、高橋委員長にお願いすることとしますので、高橋委員長、よろしくお願いいたします。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。本日の終了予定は2時間程度の19時頃を念頭に置いております。議事運営に当たっての委員各位のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「特定放射性廃棄物小委員会の設置について」、「地層処分技術WGの設置について」、「『文献調査段階の評価の考え方（案）』のパブリックコメントについて」、「文献調査報告書の縦覧・説明会開催の省令改正について」、「最終処分に関する最新の状況について」、「対話活動の総括について」の6点でございます。

まず、議題1、2では、本日より特定放射性廃棄物小委員会を立ち上げることとなりましたので、小委員会の趣旨と小委員会にひもづける地層処分技術ワーキングについて、資料1、

2に基づきまして、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

続きまして、議題3では、6月の放射性廃棄物ワーキングでご議論いただきました「文献調査段階の評価の考え方」について、パブリックコメントを踏まえた修正内容、資料3に基づいて資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

また、議題4について、パブリックコメントも踏まえました省令改正について、資料4に基づきまして、資源エネルギー庁からご説明をいただきたいと思います。

次に、議題5では、最終処分に関する最近の動きについて、資料5に基づいて資源エネルギー庁からご説明頂戴したいと思います。

最後に、議題6では、これまで審議会でもご議論いただきました対話活動の総括につきまして、資料6に基づきまして、NUMOからご説明を頂戴した後に、資料7、8に基づきまして、寿都町、神恵内村の対話の場でファシリテーターを務めておられます竹田様、そして大浦様にこれまでの振り返りのご説明を頂戴したいと思います。

議題1から5と議題6で区切りますので、委員の皆様には、それぞれの議題に対して、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

それでは、プレスの皆様方、これまでとさせていただきますので、ご退席のほど、よろしくお願いいたします。

Y o u T u b eでの傍聴は引き続き可能となりますので、引き続きY o u T u b eにてご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1から5につきまして、資源エネルギー庁からご説明頂戴したいと思います。

○下堀課長

それでは、資料に沿ってご説明したいと思います。

まず、議題1、資料3でございます。資料3を開けてください。

この特定放射性廃棄物小委員会の設置でございます。趣旨は、書いているとおりでございますが、本年4月に改定した基本方針に、しっかり国として取り組むことというのが明記されたところでございます。国を挙げた体制構築、国による有望地点の拡大に向けた活動強化等、取組・検討課題が増加していることが見込まれるという状況です。

また、我が国初の文献調査の結果を丁寧に評価する観点から、これを地層処分技術ワーキンググループにおきまして技術的・専門的観点について議論した上で放射性廃棄物ワーキンググループに報告して、評価の考え方（案）を取りまとめたところでありますけれども、こちら事業の進展に応じて、経済社会的観点の考え方について専門家のご意見をいただきながら調査を進めていくことが留意事項でありますので、今後、状況に応じて新たな検討課題が生ずることが見込まれるところでございます。

これらを踏まえまして、今後、拡大する最終処分の検討課題に対応すべく、原子力小委員会の下位機関である放射性廃棄物ワーキンググループを廃止し、電気・ガス事業分科会の下に「特定放射性廃棄物小委員会」を設置するというところでございます。

あと、細かいところは書いておりましたのでございます。

併せて、地層処分技術ワーキンググループについても、そういった意味で、特定放射性廃棄物小委員会の下に地層処分技術ワーキンググループを改めて位置づけるということで、ミッション等は今までと変えてございません。

といったことですので、こちらをまずご報告させていただきます。

そして、資料5を開けてください。放射性廃棄物ワーキンググループでもご議論いただいていた文献調査段階の評価の考え方（案）について、パブリックコメントを出しておりましたので、その結果のご報告でございます。

スライド右下ページ1を開けてください。7月3日から8月2日まで意見を募集して、意見総数は53件ということでございます。評価の考え方への技術的な意見や経済社会的観点に関する意見のほか、文献調査の今後のプロセスなど、最終処分政策に関する意見も寄せられたところでございます。

53件は、別途政府のパブリックコメントのページに結果として速やかに公表するというところでございますが、例示で評価の考え方（案）に関する意見の例として、技術的なものとか、経済社会的観点に関するもの、その他のもの、そして右側の最終処分政策に関する意見の例として、原子力政策や最終処分政策そのものに関するもの、処分地選定プロセスに関するもの、それから文献調査の実施に関するもの等のご意見をいただいたところでございます。ありがとうございます。

いくつか、修正の例示を次のページ以降に書いております。

2ページ目でございます。こちらは原子力規制庁から、記載として中深度処分における考え方と今回の地層処分、これの関係性を分かりやすくするための修正ということで、このページは青いところが修正でありますけれども、そういった分かりやすくするための修正などをしているところでございます。

また、3ページ、こちらも同様に原子力規制庁からですけれども、割と青字で修正箇所が多いわけですが、規制機関のご意見をしっかり踏まえたものに修正をしているということでございますが、こちらについても、大きな中身の方針を変えるという修正ではなくて、あくまで説明を分かりやすくするというところの形式的な修正ということでございます。

そしてページ4でございます。断層のところについては、具体的な意見もいくつかパブリックコメントで寄せられたものでございまして、十分に趣旨が伝わりにくかったかなというところもございますので、そこも踏まえつつ、説明ぶりをしっかり見直して、地層処分技術ワーキンググループでの議論も踏まえながら、趣旨を丁寧にご説明するような追記を行っているところでございます。今回、事例でございますけれども、ご審議いただいたところの中身に関する変更はなく、形式的な修正だということで例示させていただきましたが、本日の資料の参考資料1として、全て、どういうふうに修正したかという見え消し版を資料としても配付しておりますので、細かなところも含めてこちらをご参照いただければというふうに思っております。

資料5については以上でございます。

続きまして、資料6、パブリックコメントに関連して、一つ、文献調査報告書の縦覧・説明会開催の期間に関する省令改正についてということでご説明させていただきます。

1ページでございます。最終処分法に基づく施行規則、こちらにおいてNUMOが文献調査報告書の公告・縦覧を行うこと、説明会を開催することが定められております。

今回行ったパブリックコメントでは、文献調査報告書の内容について丁寧な説明を行うよう意見提出があったところでございます。

また、閣議決定した基本方針、改定した基本方針の中でも、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要とされているところ、この文献調査の報告書の内容に係る丁寧な説明は、やはり必要だというふうに思っているところでございます。

現行の規則では、縦覧期間及び説明会の開催期間は1月間とされております。今、文献調査を行っている北海道において丁寧な説明を行おうとすると、期間が不足することも想定されます。今後、北海道に限らず、ほかの地域でも同様に文献調査報告書に係る説明会に1月間以上を要することも想定されるというところでございます。

以上を踏まえまして、文献調査報告書の縦覧期間及び説明会の開催期間を1月間以上に設定できるよう、最終処分法の施行規則の改正、省令の改正を行うこととしてはどうかという提案でございます。

参考までに、下のほうに北海道庁様からいただいたご意見でございます。文献調査報告書の内容については、規則にのっとり道民、事業者に対して丁寧な説明をお願いします。また、説明会については、関係都道府県内だけではなく、全国で開催することというご意見でございます。

仮に、本日の議論を踏まえた上で、省令改正するということとなれば、通常のほかの省令改正と同じプロセスですが、パブリックコメントを実施して、年内に公布・施行を目指すというようなスケジュールで考えているところでございます。

資料6については以上でございます。

立て続けに資料の説明で恐縮ですが、もう一つだけ、資料7のご説明をさせてください。後でまとめて委員の皆様からのご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。

資料7でございます。最終処分に関する最新の動きと、状況ということで、資料をご用意いたしました。

ページ1をご覧ください。まず、全国的な理解促進活動の状況、自治体・首長向けでございます。

4月に改定した基本方針、これに基づいて国・NUMO・電力の合同チームを地域部ブロックごとに新設して、本年の7月から全国の地方公共団体等を個別に訪問する全国行脚を開始いたしました。9月末時点で、22の市町村の首長を訪問しているということでございます。

なかなか個別の自治体名は匿名性を確保するというので、今回も資料に載せませんけ

れども、関心のあるところかと思ひまして、我々もどういう反応があったかというところをお伝えしたいと思ひまして、コメントの一例をご用意いたしました。

左側は最終処分事業について、一定の理解を示す意見もあったということでございまして、一般廃棄物処理場と同じく、最終処分も地域住民の理解活動が重要と、あるいは、理解を深めるための勉強会や施設見学などを検討したいとか、さらには、国の支援策を活用した産業振興やまちづくりの理解が深まったとか、そういう意見もありましたということでございますが、一方で慎重なコメントとして、過去の反対運動の経緯から、この地域で原子力関係施設の建設は難しいとか、今後の首長としての活動に誤解を与えることというのは避けたいといったお話とか、訪問を受けたことで反響を呼び、問合せ対応等が生じることを懸念するといったコメントも寄せられたというところでございます。

まだまだ目標の少なくとも 100 以上を目指すということで、22 ということではありますので、これはしっかり引き続き取り組んでいって、こういった話で、どのような反応があったかというところもまたしっかりこの場でもご報告をしたいというふうに思っております。

次のスライド 2 でございます。理解促進活動の状況として、地域住民向けということでございますが、下の左側、これまでもやってきましたが、対話型の全国説明会でございまして、こちらは地域住民の皆様に、どなたでも参加できるような形で、各地で行っておりますが、今年に入ってから 18 回開催しております、過去 6 年間では約 180 回の説明会を国と N UMO 共催で行っております。今後も 2 週間に 1 回のペースでしっかり開催する予定ということでございます。

一方で、この 9 月には報道等もございましたけれども、長崎県の対馬市におきまして、市議会で文献調査の受入促進に関する請願が採択された一方で、市長は市民の合意形成の不十分さ等を理由に文献調査を受け入れないという意見を表明されました。

それぞれの意見、請願の中身とか、市長のコメントというのは、次のスライド 3、4 に参考までに貼り付けておりますので、適宜ご覧ください。

こちらでご意見を頂戴したいのは、これまでの対話活動等を踏まえつつ、この賛否両論の活発な議論がある中で、どういうふうに地域住民の皆様にさらに理解を深めていただくようになるためにはどのような工夫ができるかが今後の課題というふうに思っておりますので、忌憚のないご意見をいただけるとありがたいと思っておりますのでございます。

駆け足でございましたが、資料の説明は以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資源エネルギー庁からの説明につきまして、ご質問、もしくはご発言を希望される場合は、会場の方はネームプレートを立てていただき、リモート参加の方は「手を挙げる」機能にて発言表明をしていただければありがたいと思います。順次こちらかに指名をさせていただきます。

なお、ご発言時間に関しまして、できる限り多くの方にご発言いただく機会を確保するた

め、大変恐縮でございますが、お一人当たり 2 分程度ということでお願いしたいと思ひます。時間の目安として 1 分が経過しました段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

それでは、まず、伊藤委員、織委員、そして寿楽委員の順番でお願いしします。

○伊藤委員

ご説明、ありがとうございます。

私からは簡単に 2 点の意見を申し上げたいと思ひます。

1 点目は、かなり形式的な点でございますけれども、資料 6 の省令改正に関する点です。

今回、北海道からのご要望で、1 か月以上、公告・縦覧期間を置くということで、丁寧な説明を必要とするという点は、これは非常にいいことだと私も賛同いたします。

これは法律の立てつけといいますか、前提で、公告・縦覧というのが、恐らく紙ベースで見ってもらうというのが前提になっていると思うんですけども、やはり、今の時代、デジタル、オンラインを使って、いろいろと簡便に情報を提供するということができると思ひますので、もちろん、規定上はこのような形になっているとしても、情報提供の手段については、より柔軟に考えて、受け手の側に立って情報提供をするということ、ぜひお願いしたいということでございます。

それから、もう一点は、資料 7 で最新の状況でご説明いただきました全国行脚の状況です。こちら 100 という目標に向けて着実に活動しておられるということだと思いますけれども、匿名性というのは、私は個人的には非常に重要だと思ひています。現段階で自治体の方々にプレッシャーがかかるというようなことは避けたほうがいいと私自身は考えておりますので、引き続き、必要な情報、主要なご意見はぜひお伝えいただきたいと思いますけれども、そのような形で進めていただければと思ひます。

以上です。

○高橋委員長

それでは、織委員、お願いします。

○織委員

私のほうは質問という形でお願いします。

資料 5 のパブリックコメントについてなんですけれども、パブリックコメントの数が 53 件というのは、極めて低いかなと思ひます。特に、このように、対馬とか関心が高い中で、なぜ 53 件なんだろうということと、この 53 件が、いわゆる企業側、事業者サイドなのか、あるいは本当に一般市民の方なのか、その属性の話と、それから、パブリックコメントを受けた修正というふうになっているんですけど、実質上、ここに出されている意見の例を見ると、対話した形にはなっているわけではないですね。むしろ分かりやすいということを目に置かれているので、そうしますと、パブリックコメントに対する検討例というのは、どういうふうになるのかなということです。通常はパブリックコメントを出されると、それ

に対する解答という形で、対応した表がつくのが一般なんですけど、今回はそれがついていないので、その辺りはどういう形でこういうふうになっているのかなということをお伺いしたいと思います。

○高橋委員長

では、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

一つは、今、織先生がちょうどおっしゃったことを私も気になっておりまして、違う言い方をすると、今日のパブリックコメントの議題は、こうした対応で適切だということを審議、承認してほしいという趣旨のことなのか、現在、こういう方向で対応を進めてくださっているという進捗報告であれば、例示で構わないと思うんですけども、最終的には、今、先生からもありましたように、全てのご質問、ご意見と、それに対する対応というのが我々が見られるような形にさせていただいた上で、最終的に見え消し版と併せて確認させていただいてということになる必要があると思いますので、あるいは、これは改めて設置された技術ワーキングのほうでもそうした確認される、その段取りを課長から教えていただきたいなと思います。

もう一つは、この間、今、対馬のお話がありましたけれども、この辺りの対応に関してですけれども、今回は、受入れは困難という市長からの表明があったわけですが、その中で地域では賛成、反対双方の皆さん、真剣にご検討くださったということですので、例えば、今日の資料に請願を参考としてつける場合にも、反対論側の請願もあったと思うんですね。そういうご意見はどうだったのかということも、こういう場の資料に入ることによって、皆さんへの情報公開にもなってきますので、そういう部分も少し気をつけていただけるといいと思います。

この間、市長から表明があって、少したってからNUMOからも検討に謝意を表する見解がホームページに掲載されましたけれども、こういったものも、できれば、もう少し素早く、官房長官からは、当日すぐに、そういった趣旨のお話があって、私はそれは大変よかったなと思っているんですけども、そういったことを心がけていただいて、受け入れてくださるか、賛成してくださる方の側だけじゃなくて、異なる意見を持つ方も含めて、地域を尊重していくという姿勢をエネルギー庁におかれても、NUMOにおかれても、そういった実際の振る舞いで表していただけると、なおよいのではないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、三井田委員、お願いします。

○三井田委員

三井田です。

私、2点ほどありまして、まずは資料6で、先ほども別の委員の方がおっしゃっていたんですけども、縦覧期間が1か月とされているものを1か月以上ということなんですけど今まで上限ができていたものを、上限撤廃という形になった場合に、じゃあ、上限はないんですかというのがあつたりするのかなというふうに思ったので、この冒頭のものが公文書みたいな形になって、そういった形の運用をするんですよということなのか、際限なく期限があればいいとも思わないので、その辺のお考えがあつたら聞かせていただきたいなと思います。

それから、資料7の、今、行脚していただいている中で、たまたま対馬さんのリアクションがネガティブな形だったかも分かりませんが、賛否両論あるという問題、課題であると思うので、反対されるのは、もちろん検討していただいた結果なので、先ほど、寿楽先生もおっしゃいましたが、検討していただいた結果に対しての評価は、しっかりとお礼をすべきだし、みんなが取り組んでいく課題だという事で全国行脚しているわけですから、そういった議論も巻き起こることも歓迎するというと、ちょっとあれですけども、みんな考えていけなくちゃいけない問題だと思って全国行脚していらっしゃると思うので、出てきた結果がポジティブであれネガティブであれ、それぞれネガティブだったので失敗だった、もしくはひとつの結論をもってして、進めた方向が合っていた合っていないという一喜一憂ではなくて、例えば進め方、プロセスに改善点、それから、よかった点等があるようであれば、また新しい知見として、より手厚い丁寧な今後の活動に生かせるようになればいいのかなと思いますので、その辺はご検討をいただきたいなと思います。

以上です。

○高橋委員長

それでは、高野委員、お願いします。ネットのほうからご発言いただきたいと思います。

○高野委員

高野です。

まず、省令改正に関してコメントします。

単に縦覧期間の延長を議論することに、どれぐらいの意味があるのかなというちょっと疑問を感じております。丁寧な説明をしたいならば、まずは誰でも負担なく文献調査の報告書を閲覧できることが重要でありますし、そのためには縦覧期間中には報告書の電子縦覧、つまり、ネットでの公開を実施すべきであり、それを事業者のほうに義務づけるべきだと思います。

また、施行規則には、報告書の記載事項を周知させるための説明会とその目的を規定していますが、疑問に思います。報告書の記載事項を周知させるよりも、報告書の内容が妥当かどうかの検証をするための説明会にすべきだと思います。

したがって、NUMOによる説明だけでなく、説明会の開催ごとに文献調査を地層処分に批判的な専門家が発言をできるような機会を保障すべきです。

また、パブリックコメントで出された批判的な意見の検討を含めて、討論と熟議に基づく

説明会の実施を要求します。

また、地域の分断ですとか、核抜き条例の制定を含めた近隣自治体の反発など、分断地域実施により様々な問題が発生し、それに対して懸念を抱いている北海道民もいると思います。

ですので、文献調査、報告書では、経済社会的評価を土地利用に限定しましたが、それ以外の経済社会的観点をもって文献調査を評価したい道民の要望にも応えていただきたいと思います。

ですので、縦覧期間の延長のみならず、電子縦覧の実施及び説明会に関する目的や運営方針を含めた省令改正にすべきだと思います。

一方、省令改正にとどまらず、最終処分選定プロセスの見直しも実施すべきだと思います。

対馬市長は、応募拒否した理由として、市民の合意形成が不十分であったことを挙げています。また対馬の住民団体がNUMOの費用負担で対馬市議を六ヶ所村などの視察旅行に連れていったのは、市の政治倫理条例に違反すると調査提起をしています。

メディアによると、NUMOは法令違反には当たらないと認識しているようですが、このように陰でこそこそと住民懐柔を行うようなやり方が健全な市民の合意形成を阻害し、不信を植え付けたことは明らかだと思います。法令違反か否かを問わず、今後、NUMOはこのような行為は行わないと約束すべきだと思いますけれども、NUMOのお考えをお聞かせください。

同様に経産省にも質問したいと思います。

対馬市に関する動きを、経緯ですとか、あるいは市長の反対理由だけにとどめたことに関して、当惑と不満を覚えました。受入れを拒否された原因や問題点、落ち度に関する検証が全くなく、選定プロセス見直しへの意志もない資料には全く誠実さが感じられませんでした。対馬に混乱を持ち込んだことへの謝罪を述べるべきではないのでしょうか。それらに言及した経産省の見解をここで強く求めます。

また、先ほどの全国行脚でありますけれども、接触した自治体は非公表ということですが、このような秘密主義的なやり方が市民の合意形成に資するとお考えなのか、対馬での教訓を生かすならば、このような不透明なやり方は見直すべきだと思いますが、経産省のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

ほかの先生方はいかがでしょう。まだご発言頂戴していない先生方、いらっしゃると思うんですが、いかがでしょう。特段ございませんか。よろしいですか。何かあれば。

○吉田委員

すみません。手を挙げていますがよろしいでしょうか。

○高橋委員長 吉田委員、よろしくお願いします。

○吉田委員

申し訳有りません。今日は出席できずにすいません。

私も二つあります。まず、パブリックコメントに関してですが、技術的な面に関して、既に修正案とか、今回の資料として提示されていますので見させていただきました。

一方で、専門家の方々には、どこがどういうふうな理由で修正されたのかというのは分かるかもしれませんが、その辺の透明性といいますか、どういう観点でそこを修正したのかというのは、先ほどの何人かの先生方からも既に出ていますが、一般の方々にも分かりやすいような形で、簡単な表でもいいと思うので、そういった表示の仕方を工夫していただけるといいのかなと思いました。

二つ目に、先ほど下堀課長から説明がありましたが、これまでは全国的な理解促進活動の状況について、現状として賛否両論がある中で、どのような工夫が今後あったらいいのかというご意見、いわゆる検討事項として考えていただきたいという依頼があったと思います。それに関して、全国的な理解促進活動の状況の中の自治体・首長さん向けの資料7ですね、全国行脚で寄せられたコメントの一例ということで、事業についての意見と、あと慎重なコメントというのがあるんですが、その中の3番目の、産業振興やまちづくりの理解が深まったという意見が出されていますが、この観点は非常に重要ではないかと思います。

首長さんに直接お話をさせていただくことで、地層処分やその考え方など、基本的な考え方だと思んですが、理解が深まるというのは、非常に重要なことだと思いますし、逆に言えば、そういう理解が深まるような情報がこれまで届いていなかったということの裏腹でもあるかと思います。ですので、その辺、なぜ理解が深まったのかといったところも含めて、議論なり解析があると、今後の首長さんへの意見交換なり訪問での話の進め方が見えてくるのではないのでしょうか。今回、22市町村のみですけど、今後、100までいく中で、同じようなやり方を進めているというのものもあるかもしれませんが、解析することも含めて考えていただけるといいのではないかと思います。

私からは以上です。

○高橋委員長

どうも。

寿楽委員、手が挙がっていますね。

○寿楽委員

申し訳ありません。後半の議題のほうでまとめて思っていたんですけども、今、ほかの委員の方々からご言及がありましたので、対馬のことについて少し追加で申し述べさせていただきます。

今、ほかの委員の先生方からもありましたけれども、この件をどういうふう to 受け止めて、これから政府として、あるいはNUMOとしてやり方をどういうふう to 改善していくのかというところのお話をぜひ聞かざるを得ないかなと思います。そのためには、ご関係の現地の皆様のご意見を伺ったりとか、いろいろやるべきことがあるんじゃないかなと思いま

す。

特に、対馬市長の会見資料、今日も参考でついておりますけれども、文献調査だけという考えには至らなかったと。文献調査を受け入れると、次に進まないということは、科学的に適地である場合には、その先に進まないという考え方は考えにくいのだというお話がありました。これは政府、NUMOとしては、調査を受け入れてもらっても、それは処分地選定に直結しないと。むしろ、その中で理解活動を行うので、地域にしっかり考えてくれという、従来呼びかけてきたことと、やや齟齬があるように思われますので、その点について、どのように受け止めていて、今後どういった形で対処していくのかということも併せて伺えればと思います。

すみません、追加でございました。

○高橋委員長

どうもご指摘、ありがとうございました。

時間の関係もございますので、特段ほかに手が挙がっていらっしゃらないようです……。

八木委員、どうぞ。

○八木委員

2点あります。今、寿楽委員がおっしゃったことと重複するのですが、対馬の市長からコメントが出ているものに対して、何を受け止められて、何を改善していくなり、今後どう考えられているのかというのも、下堀課長とNUMOさんからお聞きしたいというのが1点。あと、もう一つは、先ほど、高野委員からもコメントがありましたけれども、丁寧な説明という言葉がたくさん出てくるんですけども、丁寧な説明というのは、まだイメージとしてふわっとし過ぎていて、先ほど、おっしゃったように、批判的な意見も含めて、ちゃんと意見をとれるようにするということを考えているのか、小規模も含めて入り口の説明するのか、たくさん設けるのかとか、丁寧な説明ということで書かれているものを、もう少し具体的にお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○高橋委員長

ご指摘、ありがとうございました。

それでは、資源エネルギー庁から回答すべき質問、意見について、順次回答をお願いしたいと思います。

あとNUMOに提案がありましたので、NUMOのほうもそれについてご助言いただければと思います。

○下堀課長

たくさんのご意見、ありがとうございました。順次お答えしたいと思います。

伊藤委員からありました、あるいは高野委員からもありました、公告・縦覧は紙ベースじゃなくて、手軽な柔軟な方式も必要ということで、これはNUMOのほうでも考えると思いますけど、当然、そこは今の時代ですので、オンラインも含めてそれはやるべきだろうと思

いますので、適切に対応していきたいというふうに思います。

それから、織委員、寿楽委員、パブリックコメントのお話がありました。ご指摘、ありがとうございます。

通常のパブコメと同様、こういう意見がありまして、そこをカテゴライズして、それに対してこういうふうに考えていますというのはご用意していますし、この審議会が終われば、速やかにサイトにアップしようとしております。事務局として、そこは評価の考え方の中身を変えるようなご意見ではないと思ったので、本日の資料には載せていないというところでございますが、ホームページに載せるとともに、委員の皆様にも、遅ればせながら、速やかにメールで送付させていただきたいというふうに思っております。

それから、寿楽委員からは、国としての姿勢ですね。官房長官からも会見でお話があって、経済産業大臣からも、対馬でこういうご議論をいただいていることには感謝というのは記者会見場では申し上げているところではありますけれども、改めて、こういったご議論をいただいたことというのを、どういった形で感謝を示せるかというの、しっかり検討したいというふうに思います。

それから、三井田委員から、省令の期間が際限なくなるおそれがあるのではないかとのご指摘がありましたけれども、当然そういうことのないように、我々国としても、NUMOがどういうふうな縦覧の期間にするかというのは、決める際にもしっかりと監督・指導していきたいというふうに思います。必要十分な期間というふうに思っております。

それから、高野委員からありました、まず、対馬市の件につきましては、地域の方々に最終処分、文献調査について、本当に地域にご議論、ご検討いただいて、きちんと感謝を国からも申し上げたいというふうに思っております。

対馬市での動きにつきましては、対馬市長のご意見などをしっかり受け止めながら、今、検討を行っているところでございます。本日の皆様からの貴重なご意見もしっかり踏まえながら、今回の分析、まさに対馬市の案件を分析しながら、どういうふうに改善していくかということをしっかり検討していきたい、まさに今日はその問題提起をさせていただいたという形でありますので、いただいたご意見を踏まえて、しっかり検討を深めていきたいというのは総論でございます。

その上で、高野委員から特に省令のところで、報告書の内容を説明会ではなくて、報告書の内容そのものについても専門家を交えて議論していく、するべきではないかというようなご意見がありました。国としては、審議会、地層処分技術ワーキンググループと放射性廃棄物ワーキンググループで、しっかり評価の考え方というのを議論させていただいて、パブリックコメントも踏まえて、評価の考え方を策定してきたところです。それに基づいたNUMOの報告書がどうなるかというのは、前回の6月の放射性廃棄物ワーキンググループでお示したように、審議会にそれが適切に評価されているかというような報告は受けることというふうに思っておりますけれども、そういった形を経て取りまとめられた報告書については、それをしっかり説明する場というのは、法令上の考えでもありますし、

事務局としてはそのように対応していきたいというふうに思っております。

プロセスの見直しで、NUMOが法令違反でコンプライアンスに違反するようなこともあったんじゃないのかというようなご意見があって、NUMOからもコメントもあると思いますけれども、経済産業省としまして、何か法令違反のようなことがあったとは認識していないということでございます。

いずれにしましても、丁寧な説明なり、それから理解を深めるための視察といったことも大変重要だと思っておりますので、NUMOの中でもそういった学習支援事業などもやって、理解を少しずつ広げていくというのは大事だと思っておりますので、しっかりそういった形で、法令違反の当然ないように気をつけながら、今後も進めていきたいというふうに思っております。

それから、秘密主義というところがございましたけれども、冒頭、ほかの委員からもございますけれども、全国行脚、首長の訪問については、個別の自治体名が明らかになることによって、今日も慎重な意見がございましたけれども、ご説明もさせていただけないようなことではなくて、むしろ今はしっかり市町村に対して事業についてご説明させていただいて、理解を増やすことが重要と思っておりますので、引き続き、このような形で、報告できることは中身をしっかりご報告させていただきながら、進めていければと思っております。

吉田委員から、どういうふうに修正したら、一般の方々にわかっていただけるか、工夫してほしいというご意見もございました。ご意見を受け止めさせていただいて、特に評価の考え方と、それに基づいて報告書を一般の方に分かりやすく伝えるかというのは以前からも指摘いただいておりますので、検討していきたいというふうに思います。

あと、もう一点、寿楽委員からご意見があった、対馬の振り返りをするに当たって、現地の声を聞くとかということも含めて、しっかり分析すべきというのは事務局としても受け止めさせていただいて、どういうことができるかというのは、しっかり検証していきたいと思っております。

その上で、特にご発言がありました対馬市長のコメントの中に、資料7のスライド4の中にありますけれども、3点目ですね。文献調査だという考えには至らなかったというところ、これは国のこれまでの説明してきたこととは異なるような取り方を市長がされているということだと思っております。

これは先日の記者会見の中で大臣からご説明がありましたけれども、あくまで文献調査というのは、その地域に関係するデータを集めて、それをういながら、地域の皆様に理解を深めていただくための対話活動の一環というふうに捉えておりまして、文献調査を仮に受け入れていただいたとしても、必ずしも、それは処分場に直結するものではないというふうな考えでございます。

こちらについては、対馬市長にも国からもご説明している、質問への回答でもそういったお答えもしているところでございますが、そのときの意見のお話ですけれども、市長の記者会見でもありましたけれども、対馬市長としては、文献調査だけやって、それで交付金をも

らって、そのままやめたらいいじゃないかというようなご意見も市内で一部聞こえる中で、自分はそういったことはしないと。やるんだったら責任を持って最後までというようなお気持ちだということは聞いているんですが、そこが処分場に直結するというような、こういったご発言になったというところは、私どもとしても、もう少し、例えば地質が不適地であれば、それは次に進まないわけですし、地域のご理解が得られないと市長がそのときに判断すれば、途中でやめられる仕組みだと思っているので、そういったものであるということをもっと丁寧に説明を今後もしていきたいというふうに思います。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○高橋委員長

では、NUMOから、よろしくお願いします。

○田川オブザーバー

NUMO専務理事の田川でございます。

ご質問をいただいておりますので回答させていただきます。

まず、高野委員から、私どもが行っております幌延の深地層研究センター、あるいは六ヶ所村、こういったところの視察というのが、これが不適切ではないかというご指摘でございます。

私どもは、地層処分について理解を深めていただくには、現場に近いところ、これを見ていただくというのが一番だというふうに思っております。理解促進のために全国の団体等からの要請に応えまして行っているところでございます。

また、これが法令違反ではないかということでございますけれども、法律の専門家等にもしっかりとこの辺りは相談をしながらやっております。利益供与等には該当しないということで、私どもとしては法令違反には当たらないということで、しっかりと進めていくべきことというふうに考えております。

それから、八木委員、寿楽委員からもございました。NUMOとして、今後、対馬市長のコメントを受けて、どういうふうにやっていくのかということでございます。

今、正直申しまして、説明が不十分であったというご指摘でございますとか、あるいは先ほど課長からもありましたけれども、文献調査が直結するものではない、こういったものについて、やはり、しっかりと説明をする機会というものを、どういうふうにつくることができたのだろうか、あるいは、今後こういう場合にどういうふうにつくるべきであるか、今日の放射性廃棄物対策課の事務局の資料にもございますけれども、この辺り、私ども反省をするところ、そして、さらに改善すべきところというのをしっかりと今検討しているところでございます。この指摘は、しっかりと受け止めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

対馬の件に関しては、これからまたいろいろな場において議論が出ると思います。本日はまず取っかかりのご意見を頂戴したのだと、私としては受け止めておきたいと思います。

それから、パブコメの件に関しては、大変申し訳ございませんでした。私、事前のチェックが不十分でございまして、パブコメについては、確かに通常の形式で対応案も含めて皆様に見ていただいた上で、正式に公表するというのが筋だと思います。すみません、事務局と時間的なスパンは相談します。短いスパンで申し訳ないのですが、事務局の原案を見ていただいて、それで何かご指摘すべき点があれば、事務局に戻していただいて、その上で私のところで、整理をさせていただく、それで最終的なパブコメの応答の公表という形で進めさせていただきたいと思います。

事務局、それでよろしいでしょうか。

○下堀課長

はい、そのようにさせていただきます。

○高橋委員長

それでは、作業を積み上げていかなければいけませんので、このような形でパブコメについては、改めて先生方の意見を聞く。メールで申し訳ないんですが、聞く、その上で、私が取りまとめさせていただきたいということでございます。そして、そのほかの各種取組につきましては、各委員の貴重なご指摘いただきましたので、必要な検討を加えた上で、今後、事務局に進めていただければありがたいと思います。

そして、このような進めの中で、新たな論点、ご相談事項などが生じた場合については、適宜、本小委員会にご報告等をお願いしたいと思います。

続きまして、六つ目の議題に移りたいと思います。と

まず「対話の場」の総括の現状について、NUMOからご報告を頂戴したいと思います。

○田川オブザーバー

それでは、手短に、「対話の場」の状況と「対話の場」総括について検討状況、資料の8でございます。

資料8の1ページ目、2ページ、3ページ目は、これまでも随時ご説明をしている寿都町、神恵内村での「対話の場」の進捗状況ということでございます。

4ページ目からでございますが、「対話の場」の振り返り、総括に関する調整状況と対応方針ということでございます。

4ページ、最初の四角にございますように、6月22日の放射性廃棄物ワーキングで「当面の取組方針」ということで、資料の6ページ目のほうに、地域の対話の深化ということで、地域の理解のための対話活動は重要ということで、他の地域の文献調査にも参考になるところがあるということで、取りまとめをするということでございまして、4ページ目にございますように、国・NUMO共同で「対話の場」総括に向けて作業を開始したところでございます。

地域の多様な声を集めて、そして地域対話の専門家・有識者の方のご意見を伺いながら、

客観性を確保して、総括作業を進めていくということでございます。

現在、地域対話の専門家ということで、ワーキンググループの委員、現、この小委員会でございますけれども、委員の方からの推薦に基づきまして、科学技術政策、あるいは環境経済学、ファシリテーションの専門家、各分野から5名の専門家に協力の依頼を順次進めているという、そういう状況でございます。

対応方針といたしましては、目的でございますが、地域対話を進める際の参考となるよう「対話の場」等に関する経験や教訓、留意事項を整理するということで、実施内容にございますように、寿都町、神恵内村での「対話の場」を中心とした取組を振り返ると。それについて、多様な声を集めて、第三者の専門家から助言・アドバイスを得るということでございます。

具体的な取組としましては、国・NUMOが取りまとめをいたしまして、小委員会にご報告、審議をいただくという形で行いたいと思っております。

範囲は「対話の場」を中心としたもの、それから関連する取組についても、適宜取り組んでいるというところでございます。

今、申し上げましたところをまとめましたのが次のページでございます。①、②、③、④、⑤とございます。まずは地域の多様な声を集めていくということ。そして、それを中間的に取りまとめをした上で、専門家の助言・アドバイスをいただき、この小委員会に報告をし、審議をいただくということで、最終的な取りまとめということを目指したいということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○高橋委員長

ありがとうございました。

それでは、次に、寿都町における「対話の場」の振り返りにつきまして、ファシリテーターの竹田様からご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○竹田氏

皆様、こんばんは。北海道大学の竹田でございます。

20分程度と伺っておりますが、ちょっと押しているようでございますので、短めにお話をしたいと思います。

資料の9をご覧いただきたいと思います。寿都町対話の場のファシリテーターとしての振り返りということで、①から⑥までのお題をいただいております。お題は、それぞれ申し上げながら説明しますので、目次のところはこれのみで、次に進めさせていただきます。

次を見てください。①のお題でございます。対話の場の準備・進行に当たって、留意・実践していることということなんですけれども、ファシリテーターに徹することということで、自分をそういう立場だということで準備をさせていただいています。

一つ目が、ステークホルダー（会員、町役場、NUMO（交流センター）、国）への配慮と書いていますけれども、皆さん平等に、いろいろなご意見がございます。ですから、それ

それぞれのご意見を伺った上で準備をしていくということに徹してまいりました。

二つ目なのですが、運営・進行等に関するノウハウ、これはご提案いたしますけれども、判断は全て会員の皆様中心に関係者の皆様にお任せをしております。

三つ目、運営・進行等に関する意見や考え方は発信しないということで、自分はこうしたいとか、ああしたいということは一切言わないということを徹してまいりました。

進行の上では、安心して発言できる場づくりに留意する。要するに、会員の皆様は、自分のお時間を削ってきていただいていますので、そういう中で安心してお話しいただくというところに留意をしたということと、もう一つは、これは後で課題の中に出てまいりますけれども、公開できるものというのがどうしても限られるところがありますので、できる範囲内で、正確に記録して発信するということに留意をいたしました。

②でございます。対話の場の運営方針に対するコメントということで、ここも問いを五ついただきました。

私、いろいろ考えたんですけども、ファシリテーターとしてコメントが可能な点は③、④、⑤、赤で書いてあるところです。これが、私がずっと経験した中でお話しできるんじゃないかと思いました。なので課題1、2、3ということで、その後のページでまとめさせていただきます。

①、②なんですけれども、どうしても場の立てつけということで、対話の場を最初におつくりになるときに議論されたり、準備されたりすることではないのかなと思いましたので、私のほうからは③、④、⑤を中心にお話をしたいというふうに思っています。

③が公平性、中立性の担保ということでございます。事業への賛否にかかわらず情報提供や意見交換ができる環境の形成。これは皆さんが来ていただいて、気持ちよく話をできるというところに注力をしたということです。具体的には課題1、2、3で説明いたします。

④が透明、公開性の確保、人権に配慮した透明性・公開性の担保の追求ということで、後でお話ししますが、全ての皆様が多くの方々の前でお話をするというのはなかなか難しいところがございます。なので、そういうところをしっかりと配慮して、多くの皆様が発言いただく場をつくるというのが課題2でお話するところでございます。

最後、五つ目、議論の内容の共有。町民の皆様への情報提供の継続ということで、どういう議論がなされたかということは透明性の担保で非常に重要でございますので、それをいかに発信するかというところの工夫でございます。

この三つについて、写真等を踏まえながらお話をしたいというふうに思います。

次をお願いいたします。対話の実装における課題1でございます。課題の1が対話の環境の形成、話しやすい環境とは何か、参加者に応じた手法の選択ということで、言葉を書いております。四つ、いろいろな色で書いてありますけど、自由に話せる場、記録する、まとめる、公開する、これが一連の流れの中で重要じゃないかと思ってやってまいりました。

参加者に応じた手法の選択というところなんですけれども、少人数、車座のほうがいいだろうとか、あるいはテーブルワークのほうがいいじゃないかとか、いろいろなご意見もいた

できました。しかしながら、対話の場、第1回目、第2回目の議論の中で、会員の皆様の意志に従って進行すると。私、テーブルワークを第1回目のときに実は準備したんです。準備したんですが、会員の皆様方から、そういうやり方ではというご意見があったものですから、これは急遽変更しました。ということがありまして、皆様方のやりたい方法を私としては工夫してやっていくというスタンスに変えたということでございます。

ここの下に付箋が貼られているかと思うんですけども、これはその回、その回で全部こういうものを作ってまいります。付箋にいただいた意見、ご質問というのを書き込んでいって、回答を書いていくという作業をずっとやっております。これを一応公開するというところで、皆様への発信に変えていくということを考えております。

これが課題の1への回答でございます。

2枚目、具体的な写真が載っているかと思うんですけど、まとめるということで、模造紙と付箋による構造化と書いてありますが、構造化というのは、どういう議論がどういうふうに進化していったかというのを、本当に短い時間なんですけれども、付箋を並べ替えたりして作ってまいります。これはまとめた後に貼られている状況を見せたくて、このお写真を使ったんですけれども、コの字型にこういうふうにして説明を行ったり、あるいは、写真は無いんですけれども、テーブルの形式を取ったり、本当にいろんなやり方を取らせていただいております。

では、課題の2でございます。課題の2は、社会から要求される議論の透明性・公開性と参加者個々の人権や思いへの配慮ということで、私も透明性、それから公開性は、非常に重要なことだと思っております。しかしながら、先ほど申し上げたように、どうしても多くの方々の前ではご意見を言いにくいとか、顔を出しにくいとかというような方々もいらっしゃいます。ですから、そういう方々への配慮を十分にしていかなきゃいけないねというのが課題2でございまして、もう一つはステークホルダーの多様性です。研究目的とか興味関心において参加されるようなワーク、こういうものは非常にたくさん行われておりまして、たくさんノウハウがございます。しかしながら、そのノウハウをそのまま持っていくのではなくて、参加していただいている皆様は生活の一部だとして参加していただいています。ですから、その点が私たち、私も研究者の端くれでございますけれども、忘れていた部分ではなかろうかなというふうに感じました。

なので、透明性・公開性、基本的な人権、安全で自由な発言への配慮というところをバランスをいかに取るかということが課題2でございます。非常に難しいんですけれども、会員の皆様のご意見を聞きながら、今回はテーブルワークをやってみようとか、今回は別の 방식으로やってみようというようなことでやらせていただいています。

課題の3でございます。議論の内容の発信と共有。これは一応自由に話す、記録するということは先ほど申し上げたところなんですけれども、発信するということをどうしたらいいかということです。

ここは小さくて本当にごめんなさい。これは「対話の場」通信ということで、NUMOさ

んが交流センターさんのほうで対話の場が行われたたびに作られているものです。公開もされているかと思いますので、ご覧になった方はいらっしゃると思うんですけども、新聞等のチラシの中に挟まれて配布されるそうでございます。

これを町民の皆さんに発信していくんですけども、どうしても紙ベースのものが家のところに届くと、なかなか見ないというふうなお話も伺っております。ですから、いかに発信をするかというのが今後の課題でもあるだろうというふうに思っています。

次のページ、これは写真が1枚載っているかと思うんですけども、これは対話の場の振り返りをやっているところです。構造化されたものを私が1枚ずつ、こういうことが書かれていました、これとこれとかは関係がありますねというような感じで説明していくんですけども、これは会員向けの状況の写真でございます。実際にこの後にメディア向けということで、報道機関の皆様にも同じことをやります。ですから、それが発信の場だと思っております。今、右側にカメラマンがいらっしゃいますけれども、ケーブルテレビの方で、実際に私が説明しているところはケーブルテレビの中で中継をされている、あるいは後で見られるというような準備もしていただいています。

これがすぐにこういうふうに出来上がったというわけではなくて、17回積み重ねて、やっとこういう形がいいのかなということで落ち着いてきたというところです。かなりうまくいかなかった、失敗したということは、山ほどありまして、本当に皆様方にはご迷惑をかけたかというふうに思っています。

最後に、③、④のところで、対話の場を重ねる中で、うまくいったこと、よかったこと等の一つ一つ問がありましたので、お話をしたいと思います。

自由な発言と対話が行われたこと。これは最後のほうで、テーブルワークを行うようになったんですけども、非常に活発にお話をいただきまして、付箋にいっぱい書き留めていくというような作業が残せるようになったというのは、非常に大きなことだったと思います。

次に、対話の継続を求める意見が常に得られています。途中でやめろとか、見直したほうがいいという意見はほとんど出なくて、今後どうして続けていったらいいんですかというようなご意見がたくさん出ております。

それから、これはほかの分野でも関わってくるんですけども、ステークホルダー間の対話が、社会枠組みにおいて一般化したことということです。

私は、もともと化学物質管理などでのリスクコミュニケーションが専門ですので、やり始めた頃はうまくいかないねという話ばかりだったんですけども、今、対話の場は普通に社会にビルトインされてきたというのは、大きな変化だと思っています。

④対話の場を重ねる中で、こうしたほうがよかったな、今後改善できるなと思うこと。

一つは振り返りの工夫でございます。先ほど申し上げたように、ファシリテーターの説明責任の場だと思っていますので、より丁寧に説明できなかったかなというような反省をしています。

対話の担い手とその保護を目的とした制度的枠組みの提案。ちょっと難しく書きちゃっ

たんですけど、誰が話をするかということです。今、北海道は、私と大浦さん、二人で務めさせていただいていますが、それが全国にもし展開していったときに、じゃあ、誰が同じ作業をしていくかということです。

それから、それと同じように、適切なアクターや運営主体は誰か。これも引き続き、みんなで議論していかなくちゃいけないので、どういう方々が携わって、どういう方々の場を組み立てていくかというところのノウハウをつくっていかなくちゃいけないと思っておりますし、その結果として、マニュアル、堅苦しく決めるわけじゃなくて、こういうところが大事だねというようなところをまとめたり、普遍性の発見とかも重要だなと。

あとは、意見や態度の多様性の理解ということで、いろいろな意見が出ますので、これは別に対立していない場合でも、本当にたくさんの意見が出てきます。ですから、そういうことへの理解というのが、社会として必要なのかなというふうに思っています。

最後の1枚です。

将来、対話の場を他地域で実施する際に参考となりそうな経験・教訓でございます。

会の状況、自由参加、指名制、応募制、いろいろなやり方があると思うんですけども、特に決めるわけではなくて、その地域、その地域に合った方法を工夫する柔軟性が必要だと思います。

二つ目が、これは特に研究者なんですけれども、(対話の場は)ワークショップでも教室でもありません。本当に自分たちの生活を話し合っているところですので、そこへの理解が必要だなと思いました。

それから三つ目、人権への配慮、公開性・透明性との調和。これは本当に難しいですが、みんなで考えていくべきところだと思います。

最後です。対話の場を含めた対話活動全体に関する総括に当たって、留意したほうがよいと思われること。新たな振り返り手法の導入と書いてありますが、第三者の評価ではなくて、参加者が自ら振り返りを行う場をぜひつくっていただきたいと思っています。多分、大浦さんのところはやられているので、詳しくは大浦さんの話を聞いていただきたいと思うんですが、参加型評価とかピアレビュー評価とか総合評価とか、いろいろなアイデアがありますので、ぜひぜひ参加者の皆さんが、自分たちの活動を評価できるようなことをこれから考えていったらいいのかなと思います。

最後に写真が1枚載っているかと思うんですけども、これ、寿都町の夏の写真ですね。非常にきれいでよいところです。ぜひ来てみたいかなと思っております。

ありがとうございました。以上でございます。

○高橋委員長

竹田様、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、神恵内村における対話の場の振り返りについて、ファシリテーターの大浦様からご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○大浦氏

大浦でございます。よろしくお願いします。

まず最初に、こういう場でお話をさせていただく機会をいただきましたことを、まずは御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、対話の場の振り返りですが、2枚目、本日のお題ですけれども、資料を用意し過ぎました。一生懸命はしょらないと20分で終わらないので、はしょってまいります。

次のページに行きまして、自己紹介ですけれども、ここから、すみません、私は研究者でも何でもないので、現場の人間なので、現場でどんなことをどんな思いでやっているのかとか、どんなことを今課題として感じているのかということを、そのまま書いています。

これから、今お見せしている自己紹介のところは、第1回対話の場を始めるに当たって、こんな僕たちでよければ皆さん方のファシリテーターを務めさせていただきませんかというお願いをするときに始めた、そのときの資料を、ほぼそのまま持ってきております。そういうふうにスタートしました。

先ほど竹田先生のお話があった、誰がやるべきかというところですね。皆さんにも決める権利があるでしょうということから問いかけを始めています。

私と佐野さんという、もう一人、女性の方と二人でファシリテーターをやらせていただいております。

次のページをお願いします。

私は、仕事はもともとエンジニアで、地質調査が専門です。災害の調査が専門でして、そうこうしているうちに、今日ウェブ参加していただいております鬼沢委員が関わっている、今日話題にも出ました対話型全国説明会に、ファシリテーターとして参加したことがきっかけになって、鬼沢委員から、おまえ、そんなに言うんだったら自分でやってみろということで声がかかって、地層処分に10年ぐらい前から、自分たちで勉強会をするということに関わっています。

次のページをお願いします。

もう一人、佐野さんですけれども、彼女は臨床心理士とファシリテーターの二つの顔を持っている方です。

ファシリテーターとしては、プロセスワークって、ご案内の方がいらっしゃるかどうか分からないんですけども、まさしく、今、この瞬間に、彼女は別のミッションで、ウェブで勉強会をやっているんですけども、ルワンダで、昔、虐殺がありましたね。あのときに、ジェノサイドで殺したほうと、殺されたほうの両方の人たちを、一つの場所に、会場に持ってきて、連れてきて、この2者で話し合いをして、和解の場をつくる。そういうことに関わっている、活動しているのがプロセスワークという人たちなんですけれども、その活動に関わっていた方です。そういう活動に関わっている方です。という方に入らせていただきながら、いろいろなアドバイスをいただいておりますということです。

次のページも同じ話ですね。

その次のページをお願いします。

それで、これも最初のときにお話ししてしまして、実はこれ、毎回、今まで17回やってきていますけれども、ずっと毎回、耳にタコができるぐらい、毎回必ず同じパワーポイントをお見せしております。

これは、NPO法人、私たちのモットーでして、これ、実は、10年前からほぼ同じことを、僕は言っています。あらかじめ答えが決まっている場合には、かかわらないということ、同じことですが、対話の場ですので、答えを誘導するような行為には関わらないということ、最初に宣言して始めるというのが、僕のやり方として、今、形としてできています。

次のページをお願いします。

このスライドは、神恵内の対話の場のファシリテーターをやらないかと言われたときに、とても困りました。何が困ったかというと、目的がよく分からないですし、仕切りも分からないですし、いつまで何をやればいいのかというタイムテーブルも何もない中で、よりどころが何もないところで、じゃあ、僕には何かよりどころがあるんだろうということを、言葉として表したのがこの言葉でした。

来てくれている人たちが来てくれないと、対話の場が成立しないので、来てくれている人たち、対話の場の皆さん方のためにありますし、2番目の、神恵内に心を寄せてくださっている皆さん、これは簡単に言うと、対話の場に今いない全ての人たちを指していると思っています。ここにいる皆さんもそうですし、ほかの国民の方もそうです。それと、最後三つ目、将来世代の皆さん方というのを、視点を忘れないようにしようということを、毎回皆さん方に呼びかけています。10万年も足元にずっとおとなしく入ってくださらないものについて、我々は議論するんだから、今、我々の都合だけでことを決めてしまっただけではいけないですよということ、毎回このことも確認しながら始めていますということです。

次のページをお願いします。

対話の場のデザインプロセスをどういうふうに決めていったのかということで、プロセスのお話をしようと思います。

次をお願いします。

神恵内の場合ですけれども、正直に申し上げまして、対話の場が始まる前に、一度ブレ協議というのがあります。あるでしょうねということです。対話の場を、作りつけをどうしようかということ、作りつけのお話をするとある場がありました。ここが非常に決定的に神恵内と寿都の作りつけの違いを生んだと思うので、このお話は後でちょっと申し上げると思います。

それと、実際に今まで10数回回す中では、私が最初の、こんなふうに次は進めましょうかねという計画をつくるんですが、実際に実施するまでの間に、四つ、黒い四角がありますけれども、少なくとも4回、何らかの会議が行われます。

一つは、NUMOの方々と、こういうやり方で実際に事務局として回せるかどうかみたい

な話が出てきます。

今日も午前中やっていたけれども、それだったらビデオカメラの置き場所が困るみたいな話からやっていかなきゃならないので、そういう詰めをやります。

あと、運営委員会、これは後で説明をします。

あとは、エネ庁の方々と、もう少し高い次元で、何かおかしいところがないかとか、その説明の仕方、それじゃ分からないよねみたいな話が、よくエネ庁の方から言われます。

あとは、ファシリテーターの仲間と話をしながら、おまへのそのやり方では問いを立てても答えが出てこないよといって、問いの立て方を変えろとかということもたくさんやっています。

実際にやって、その後、もう一度ファシリテーターの間で振り返りをやって、また次のプランに持ってくるというので、PDCAを毎回回しながらやっていく。先ほど竹田先生からもありました。何度も何度も失敗して、いろいろなことをやりながらやっています。

次をお願いします。

このプレ協議ですけれども、関係者が集まってお話をしたときに、先ほどお見せした、下にも、ここにもう一回再掲していますけれども、我々のモットーと、対話の場ってこういうものだよねみたいなところについて、最初にお見せして、こういう方針でやろうと思うんですけどどうでしょうか、それでいいでしょうかというところからスタートしました。

その上で、話し合いの中で、対話の場の委員の選出方法についてこのとき話し合ったのは、これがとても大事だと思っていて、村長と村議は原則として出席しないということと、それと、できるだけ若い人と女性に入っていただくということに気をつけましょうというお話をしました。あと、関係団体の代表者と公募で定員 20 名にしましょうというお話を、20 名ちょっとぐらい超えてもいいんじゃないですかねという話を、ちょっとしていたように思います。

あと、この中で、運営委員会というものを置くことになりました。

次をお願いします。

この運営委員会というのですけれども、対話の場は、対話の場に参加している方のことを、神恵内では委員と呼んでおります。この方々から 3 名、互選で市民の方が入ってきております。それとNUMOの実際に現場を動かす神恵内事務所の方と、それとファシリテーターで私と佐野さんによって構成されているもので、対話の場が開かれる前に必ず運営委員会が開催されて、実際にどういうふうに進めていくかということについて、正直言ってアドバイスをもらっているといったほうが近いと思います。

大体、こういう運営委員会って、ほかの方のインタビューを聞くと、こちらの原案を出して、はいはいそうですね、いいですねという、場当たり的に決まていくみたいな感じだと思っている方が多いと思うんですけれども、相当いろいろな意見が出てきて、私の進め方が変わったり、新しいアプローチが出てきたりというので、いろいろな関わり方があります。ここに書いてあるとおりで、地元じゃないと気がつかないみたいな話がたくさんあるので、

いろいろなことをやらせていただいているというか、来週も運営委員会があるんですけれども、これとこれとこれは僕は決められないから、運営委員の人と相談して決めようということが、もう既にあるんですよ。こちらで答えを出していないものもあります。

次をお願いします。

対話の場どういうふうに来てきたのかということのお話をしましょう。

次をお願いします。

2021 年ですけれども、まず最初の年、最初の 3 回は、今、皆さん方はどんなことを感じていますかという、気持ちですとか、あるいはこの場でどんなお話をしたいですかとか、どんなことを期待して来ましたかということについて、お話ししてもらうのが 3 回ありました。

最初の 2 回はスクール形式で、3 回目からテーブルファシリテーターを入れて、グループワークにして、最初の 2 回で随分しゃべりたいことが溜まったんだと思います。3 回目になってテーブルワークを始めたならば、止まらなくなっていました。時間なので止めるというのがなかなかできないぐらい、盛り上がるようになりました。

4 回目から、ぼちぼち文献調査だとか、あるいは地層処分の技術的な問題について扱うようになりました。

次、お願いします。

2022 年度になって、今日も参加していただいております、吉田先生と伴さんに来ていただいて、シンポジウムを開いて、いろいろな方の意見を聞くという場を設けました。

その後に、1 回、シンポジウムの振返りを対話の場で扱っていて、どうですかという話を聞くと、いろいろな意見が出ました。もっといろいろな人の話を聞きたいとかいう意見が出ております。

それと、その後、11 回目ぐらいから地域振興の話がちょっとずつ出てきます。あと、10 回目のところに白い矢印がついていますけれども、10 回目のところは、これも運営委員会で出てきたんですけれども、最近、何か急ぎすぎていないかという意見が、運営委員から出てきたんですよ。何となく結果ありきで先に急いで急いで、何かあるのとかと言われたので、何もないよと。気になっていることがあるならば、もう一回振り返って、何でも話してもいい会を 1 回やろうかということで、第 10 回で、今までやったことの棚卸をやるということになります。

これについて、最後のほうに資料をつけておりますので、お時間があつたら見てやってください。

次のページをお願いします。

2023 年に入ってから、地域振興のお話をしながら、放射線の基礎知識、これはもっと早くにやるべきだったという意見があると思うんですけれども、これも村の人たちと住民と対話の場の委員にアンケートを取って、どれをやりたいですかと、票の多いほうからやっ

たほうが良いというふうに言われたので、いや、でも、普通、放射線の基礎知識を先にやりますよと言ったんですけど、いや、後でいいんだよと言われたので後でやったんですけども、やっぱりやったら、いや、これ先にやったほうが良いかもしれないねという意見はちょっと出ていました。それはそれでいいんじゃないかと思います。みんなで一緒にやっていることなので。ということでやっています。

次のページをお願いします。

公開に関する問題って、いろいろな方からもう少し公開のレベルを上げられないんですかというお話があるんですけども、ここでちょっとお伝えしておきたかったのは、やっぱり先ほど竹田先生もおっしゃっていたように、地域の人たちは暮らしがあるんですよということなんです。最初に手挙げをしたときに、マスコミの人たちが、たった700数十人しかいない村なので、村を歩いている人って、漁業者だとか何だとか、本当に限られている人しか歩いていないんですよ。その人たちにテレビカメラをぼんと向けてインタビューして、そこの部分だけ切り取ってニュースに出て、おまえあんなこと言ってたろって村の人に言われるというのが、トラウマになっているということなんですよ。

なので、ちょっとカメラとかやめてほしいんだよねという意見があって、公開はできる範囲でやりましょう。最初のプレゼンテーションのところは公開でやりましょうというふうにしていました。

ただ、最初のやり方としては、最後の振返りも全部非公開だったんですけども、みんなと話をしながら、いや、もうちょっと見せてあげようよという話になって、最後の振返りの部分を公開するということにして、公開のレベルを上げたのと、それと、村の人なら傍聴してもいいということにしましょうということで、村の人の傍聴を許可するという形にしました。これもみんなで話し合って決めたことです。

次のページをお願いします。

あと、このことについて振り返ってほしいということであつたので、幾つかあつたので申し上げますが、参加者の意向を尊重するというのは今申し上げたとおりで、いろいろな方法で意向を尊重しています。合意形成の場ではないということなんですけれども、地層処分について賛成ですか、反対ですかという問いは立てたことがないです。これからも立てないと思います。

それと、不安を寄り添う気持ちを尊重しているつもりでした。これは立ち方みたいなことで、細かいテクニックの話ですけども、この間も言っていたんですけども、今日お話が出た付箋の中で、一番気になるやつにシールを三つ貼ってくださいと言っているんですよ。この三つという数字が大事で、一つというのは答えを一つしか選べないということなんですけれども、三つ選んでいいということをいつもやることで、全然違う意見を二つ出していいんだという場づくりを心がけているということです。

それと、公平性・中立性ですけども、公平性というのは、よく言われるのは、賛成の人と反対の人の意見を等しく拾うということが公平だと言われるんですけども、僕にとっ

ての公平は、それだけじゃなくて、もちろんそこは大事なんですけども、それだけじゃなくて、どうしていいんだか分からないだとか、僕は今迷っていますとか、ただただ困っていますという声を聞くということが、公平だということを含んでいます。そこを非常に大事にしながらやっていると思います。

あと、中立性というのはちょっとよく分からないです。何度もこれは怒られています、ファシリテーターが。僕も佐野さんも叱られました。おまえは中立じゃないと。

なぜかという、例えば兵藤さんがいらっしゃいますけれども、兵藤さんの説明が分かりにくければ、僕が書き直して説明をしてあげたほうが、みんなが分かるだろうなと書くと、そこだけを取り上げると、おまえはNUMOの味方になって、安全だということに対して印象操作をしていると言われるんですよ。バランスを取れた運営と言っているのは、その中でもこういう理由で僕は反対しているんだという人がいれば、その人の説明が分かりにくければ、その人の説明もちゃんと代わりに説明してあげるということをやることで、バランスを取るというやり方をしようとしています。そういう形で中立性を担保しようと思っています。

透明性・公開性については、先ほどの竹田先生と同じで、NUMOが公開資料をつくっているんで、それは任せています。公開レベルについてもお話があると思います。

議論の内容の共有については、次のページをお願いします。

神恵内だけちょっと違う取組をやっています。これ、「オスコイ通信」といいまして、NUMOの方はちゃんと書いてくれているんですけども、とはいえ事業者なんですよ。事業者の発信だけが記録として残るのでいいんだろうかというのが、我々ファシリテーターはずっと言っているんですけども、うちのチームの中で意見が出てきていて、じゃあ何か村の人にインタビューして、村の人というか対話の場の委員の人にインタビューして、生の声を発信するというものをつくろうかということで、これまで丸々手弁当で全6号、これは主に佐野さんがつくってくれたんですけども、通信をつくって、小冊子をうちのNPOで発行して、神恵内の全戸に配布していただいております。

次のページをお願いします。

うまくいったこと、よかったこと、たくさん書いていますけれども、メンバーが、村長、議員が参加しなかったことで、話しやすい場所になったんだろうなというふうには思っています。

それと、やっていくうちに、少数意見を委員が自分たちで拾ってくるという場面が出てくるんですよ。例えば、引っ越してきたばかりで村の過去のことを知らない人が、とんちんかんことを聞いているので、よし分かったと言って、この人に村が今までどんなことやっているのか、ちゃんと説明してあげる時間を取ろうというのを、ファシリテーターがかかわらずに、テーブルの中で自然発生的にそういう場が出来上がるというところまで来ました。もう大丈夫かなと思った瞬間でした。

それと、付箋は毎回書いてもらって、振返りを見せて、どうでしたとお話ししているんで

すけれども、それが今まで 800 枚集まっています。対話の場のアウトプットは、この 800 枚の付箋なんだろうなと思っております。

次のページをお願いします。

神恵内で今後改善できるかもしれないということは、何も全然計画がないので、一体対話の場っていつ終わるんですかというのがよく分からないみたいのがあって、非常にやりにくいです。

それと、先ほど丁寧な説明というお話がありましたけれども、そこに資料を載せましたけれども、これは丁寧な説明資料ですかということなんですよね。こうならざるを得ないことはよく分かっているんですけども、この資料を見て、神恵内の方々が、一般の村民の方々が何を伝えたいというのが分かるのかということ、分からないと思うんですよ。それをもって丁寧な説明をしましたというのはちょっとおかしいということで、もうちょっとちゃんとした資料、特に文献調査を、後に残るものなので、ちゃんとしたものを残していきたいなというふうに思っています。

ただ、兵藤さんの味方をするわけじゃないですけども、最初に比べるとすごくよくなりました。さんざん言ってきたので、よくなりました。

次のページをお願いします。

あと、ほかの地域でやるに当たって参考になりそうなことでは、目的や願い、対話の場何を求めているのかということ、最初に明確にしておいたほうがいいと思います。

よく、こういう場面では、数字で何人が参加したとか、何にリーチしたとか、計画がどうだとかというところで、仕事なのでそういう数字で評価したいのはよく分かるんですけども、それで評価するんだとしたら、説明会でいいんじゃないかと思うんですよ。説明会じゃなくて対話という言葉を使うということに、どんな願いを込めているのかとか、どんな機能を求めているのかということについては、ちゃんと明文化しなきゃいけないだろうなと思っています。

次をお願いします。

それと、地域特性に合った対話の場のデザイン、地域地域で寿都和神恵内の違いを話しましたけれども、寿都和神恵内は全然地域特性が違うので、出来上がってくる対話の場も当然違うんだと思うんですよ。それがどういう形がいいのかということについて、まず、誰がどのようにしてグランドデザインを決めるのかということが大問題だと思っています。それが決まってきて、さっきの願いが決まれば、大体中身が決まってくるんだろうなと思って見ていました。

次、お願いします。

理解していただくことを大切にすること、さっきのお話で、分かりやすい資料をつくってほしいということと、どうしても言いたくなるのは分かるんですけども、前回ご説明しましたというんですよ。必ず言います。気持ちはよく分かるし、僕らずっと永遠に言われ続けてきた言葉なんですけれども、2回でも3回でも説明してあげないと、丁寧な説

明にはならないと思います。分かっていただくことが仕事なので、説明責任という言葉をそろそろ再定義したらいかがでしょうかというのを、この間から言っています。

次のページは、対話の場を総括するに当たって留意したほうがいいことは、書いてあるとおりで、地域の幅広い声を聞いていただければいいんじゃないかなと思っています。

以上です。すみません、長くなりました。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。大浦様、どうもありがとうございました。

それでは、資源エネルギー庁及びNUMOからの説明と、両ファシリテーターからのご報告につきまして、ご質問もしくは発言を希望される場合につきましては、先ほどと同様に発言表明していただくようにお願いします。

なお、繰返しでございますが、ご発言時間に関しましては、できる限り多くの方にご発言をいただく機会を確保するため、恐縮でございますが、一人当たり2分程度でお願いをしたいと思います。時間の目安として、1分が経過した段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせをさせていただきます。

それではよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、まず、徳永委員、お願いいたします。

○徳永委員

ありがとうございます。お二人のファシリテーターの方のお話は、非常に学びが多かったです。ありがとうございます。

その上で、NUMOさんが総括をされるということで、総括をされる人たちが、科学技術政策、環境経済学、ファシリテーターという分野の方々を中心ということですが、多分、地層処分に関わる技術の分野の人も、その総括の中に関わっておくということは、僕は結構大事じゃないかなと思うんです。

今日おっしゃられたように、対話の場は、ワークショップでも教室でもない、生活の場であると。そういうところで、技術者というのはどういうふうに情報を提供するのか、どういうふうな立場を取るのかということを学ぶ場でもあるし、多分そういうフィードバックがあるんじゃないかという気がするんですね。コミュニケーションの専門の方々と一緒に、総括をするというプロセスの中に技術者がいる、研究者がいるということが、もしかしたら、技術が大事な観点の一つであるという中で、ワークショップでもなく、教室でもないという中で、我々技術をする人間がどう振る舞うことが望ましいかということが、よく整理されていくと思いますので、どういう方々に総括をいただくかということについて、少し検討いただければありがたいと思いましたということを申し上げます。ありがとうございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員、お願いします。ネットのほうからご発言頂戴したいと思います。

○吉田委員

すみません、私ではなくて、鬼沢先生ではないですか。

○高橋委員長

申し訳ありませんでした。鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員

鬼沢です。よろしくお願いします。

まず、NUMOさんの説明の中で、総括するときに第三者専門家の方にいろいろアドバイスをいただくということでした。③のところだと思いますが、実際、ワークショップをしいる、対話の場を見ていただいてのアドバイスというのはあるんでしょうか。これまでのいろいろ実施してきたことの経緯とか、資料などの記録を見てのアドバイスなのかどうなのかということです。私は、やはり現場を見ていただかないと、アドバイスとしてちょっと足りないのではないかなと思っております。

それから、竹田先生の発表の中に、やはり地域の方は生活の一部であるというのは、まさしくそのとおりだと思います。第3者的に公開性とか公平性とかといっても、地域の方にとってはこのような会合に参加すること、発言することは生活の一部であり日常に関わることであり、参加者の気持ちを尊重することが、すごく重要だと思いました。

それで、大浦さんに質問ですが、11回目から、自分たちの地域の将来について、まちづくりとか地域振興についての話をされているんですけども、普通に私たちが暮らしていて、地域の将来とか、そういったことを地域の人たちと話し合うなんていうことはほとんどありません。ですから、こういうことは実はすごく重要なことだと思うんですけども、11回目からこのようにいろいろ話し合うようになったのは、やはり参加されている地域の方たちの要望とか気持ちが徐々に変化していったことでこういう話し合いになったのか、その辺りをお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。

それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

高野です。

対話の総括の前に一つ、文献調査の評価の考え方に関する今後の進め方ですけども、ちょっと非常に不満があるので、それだけまず最初に述べさせていただきたいと思います。

パブリックコメントをこの後、全意見の載ったパブリックコメントを委員に共有して、そこでメールのやり取りをして取りまとめるという形でですけども、それだけでは手続的な正当性として不十分かなと思います。

特に、パブリックコメントで批判的なものがあると思いますので、それに対して、地層処分技術ワーキングで、公開の場で議論するというのが、手続的に必要だと思います。それなしでの評価の考え方には私は同意できないと、まず言っておきます。

その後、対話の場の総括に関してですけれども、2点提案します。

資料では、住民への意見聴取について、また、地域の多様な声を集めて、透明性のある形で取りまとめると表記していますけれども、透明性を確保するための方法について、言及がないかなと思います。

前回のワーキンググループで、私は透明性の確保の手段として、住民への聞取りの際には、委員の同行をすべきと提案しました。それに対して経産省は、ヒアリングされる側の事情も踏まえながら相談をするといったような回答だったと記憶しています。

したがって、聞取り対象の住民が、この小委員会の委員、あるいは第三者専門家の参加を要望したならば、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、第三者専門家の意見聴取には賛成しますけれども、時間をかけた十分な意見聴取を行っていただければと思います。意見聴取に関する議事録は、全て公開すべきだと思います。

また、この小委員会にも、コミュニケーションや熟議民主主義の専門家もいますので、希望した委員に対しては、第三者専門家の意見聴取と同様のレベルでしっかりと意見聴取をすることを要望します。この小委員会での数分の意見表明ですとか、質疑では不十分ですので、ぜひ実現していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員から、順番をお願いします。

○八木委員

すみません、四つあるので、一つ一つは手短にいきたいと思います。

全体を通じてなんですけれども、結局、最後に大浦さんがおっしゃっていた、誰がどうやってそれを決めているのかというのは一番大事で、そこがちょっと曖昧になっているからこその問題というのが、今、回避できていないような印象があります。

その上で、一番目には、この後のインタビューなんですけれども、さっき高野委員からありましたが、最終的にそのインタビュー対象が匿名であるからこそ、誰に聞くのを、誰が決めるんですかというのが、今ちょっとブラックボックスになっているので、そこを明らかにしていただきたいのが1点です。

二つ目には、竹田さんも場の立てつけが大事だとおっしゃっていて、大浦さんもういうふうに決めたかが大事だとおっしゃっていたんですけれども、多分、この寿都では、要は運営委員会に相当するものがないということなんですけれども、そうすると、寿都の対話の場で、毎回、要は何をするかというのは、どこで決まっているのかということ、ちょっとご説明いただきたい。これが二つ質問です。

三つ目、四つ目はコメントなんですけれども、公平性・中立性というふうな言葉がお二人のファシリテーターから出ていて、これは非常に重要ではあるんですけれども、結局、なぜ

ここが問題になっているかというのは、賛否を問うことを前提にしているから、多分こういった問題になっているのであって。対話の場というふうな言葉をそこに設定されたことの意味は、賛否を問うのではなくて、住民の方一人一人が、どういう意見があるのかということを知ったり見たり、自分が発言して、そこから多分、住民の方々が学ぶ機会を提供するのが対話の場だったはず。それなのに賛否を問うことにつながっているから、どんどん中立を求められるみたいな話になってしまうところがあると思うので、その問い方は、NUMOに求められる中立性と、対話の場に求められる中立性は、分離できるのではないかというふうな印象を持っています。これはコメントです。

最後、4点目に、同じところにグループが戻るんですけども、対話の場の公開というのをお二人ともおっしゃっていて、それも結局、地元の方々が優先ということであると、必ずしも公開が望ましいものではないと私自身は思います。

ただ、その前提に必要なのは、結局、誰がどういうふうに対話の場を、運営の仕方を決めて運営しているんですかというところで。そこが明らかになっていれば、多分、そこまで公開、公開ということにはならなくて、住民主体でいいはずなんですけれども。現状そこにNUMOに都合がいいように、その場が運営されているのじゃないかという疑念があるからこそ、公平性とか透明性ということが強く過度に求められていると思うので、そこについてのご意見をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。

まず、最初にファシリテーターの竹田さん、それから大浦さん、難しいテーマを議論する場を支える大切な役割を、とても真摯に担ってくださっている様子が分かるお話、また、教訓にあふれるお話をいただきまして、どうもありがとうございました。

ちょっと順番に、私も意見を申し上げたいと思います。

まず、NUMOさんからの説明資料についてです。4ページに「範囲は対話の場を中心に」と書かれてあるんですが、これはどういう意味でしょうか。もし補足いただけるならお願いしたいと思います。

5ページに、取りまとめていくと書かれていますが、これをどのような形にするのか、何のための取りまとめなのかというのがポイントだと思っております。これまでも意見を申し上げてきましたが、今後、この文献調査に手を挙げようとしている地域の人たちが、合意形成の場というか、地域の合意形成に資する対話の場を、どのようにして持っていくのか、開催していくのかというガイドラインを示すことができるとよいのではないかと思います。

それから、地域の多様な声はどのように集めるのかということは、私も気になりました。

大浦様の最後のメッセージに、地域の幅広い人ということがございましたけれども、その対象や方法について決める段階でもアドバイザーの方の意見を聞いてはどうか、と提案したいと思います。

それから、最後、大浦さんの資料の中、最後のほうで、対話の場に何を求めているのか、それから対話の場のグラウンドデザインを誰がどう決めるのかというところ、私もとても共感するところなんです。まず、この場に何を求めるのかということですが、これは対馬市長の受け入れないと判断した理由に戻ってきます。「市民の合意形成が不十分なところで、なかなか手を挙げることはできない」というご意見だったと思いますが、これは、多くの地域がそうだと思います。「対話の場」は、文献調査と同時に、みんなが学び、対話をし、それをどう考えるのかをスタートする場なんだというふうに理解されることがよいのではないか。そのためには、この対話の場というのが何のためにつくられるのか、どういうふうに設定されるのか、誰がどうやって決めていくのか、今まさに八木先生がおっしゃられたようなことも明らかにして、安心して他地域の方々が手を挙げられる、そういうものになっていくのが望ましいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長

それでは、三井田委員、お願いします。

○三井田委員

まず初めに、ファシリテーターとして今なお活動されていていつ、今日も丁寧なご説明をいただきまして、お二方、ありがとうございました。

私は、地元の似たような会に属している関係もあって、非常に興味深く聞かせていただきましたし、私ども、完全に自治に近い感じなんですけど、そういうファシリテーターの方がいたら、もうちょっと僕らの会もスムーズにいくのではないかと、逆に羨ましく思ったりしたところもあります。これは感想です。

NUMOさんに、ちょっと私のほうでお話ししたいのは、やっぱり第三者専門家ということで、事前にご説明していただいたように、委員推薦なんていう話もいろいろあった中で、もちろんご推薦してくださった委員の方々には、ありがとうございますと感謝しているところもありますが、それこそ対話の場の運営方法に関しても、多様性とか言っている中で、私がちょっと聞いている範囲の理解の中では、推薦した委員の人数がそこまで多くなかったと考えると、限られた委員の推薦で構成された第三者専門家というのは多様性がある評価がちゃんとできるのか？と疑問に思うので、それをどうやって、もうちょっと推薦委員の人数が拡充されていったらいいのかというのは、私個人としてはあまり良いアイデアがある訳ではありませんが、例えば委員の兼任を認めたり、以前にこの委員会をやっていた方に聞いたりとか、いろいろな、もうちょっと専門家の方の間口を広げるという部分は、事務局と高橋委員長で、ご協議して詰めていただきたいなと思います。

それから、ファシリテーターの方々の部分で、私、これは感想ですけども、公平性・中

立性って、やっぱり私どもの所属する会でもよく言われるんですけど、結局、総意が少し偏ってくると、それと反対の意見の人は必ずと言っていい程、公平性・中立性が損なわれているという話が出てくるので、あまりそこに、公平・中立を求めることは大事だと思うんですけど、私は割り切ることも大事だと思っていて、必ず何かを選択したり決めたりするときって、意見がどちらかに寄っていったりする訳で、満場一致で賛成とか、満場一致で反対と決まるわけじゃない中で、何となくの総意かなというのが導き出されるときに、必ずと言っていい程、少数派の人たちからは、自分たちの思いと違う方向に行っているの、恣意的だとか中立性が損なわれているという話にはなると思うんですけど、プロセスにある程度自信を持てたりとかすることで、跳ね返すことはできないかも分かりませんが、胸を張ることができるんじゃないかなと。ちょっと理想に近い部分もあるかも分かりませんが、私も会に参画していて、結構そういうふうに使ったりすることがあるので、もちろん自分の思うとおりにいろいろな形の流れが進んでいくわけじゃない中で、多様性というのは、全てを拾うことも大事かも分かりませんが、他者の異なる意見にも寛容になるということが大事だと思うので、たまに分断だとか何だとかと言われるのも、そこは分断する人の人間性を向上させるべき話であって、分断を生んでいるから問題だということだと私は思っていないので、ちょっとコメントといいますか、感想として伝えておきます。

以上です。

○高橋委員長

それでは、寿楽委員、お願いいたします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

まずNUMOにお願いですけれども、NUMOの資料で、地域の多様な声を集めてというふうに書いてありますが、この「多様な」というところをぜひしっかりお願いしたいと思います。前からお願いしていますけれども、訳があつて、お考えがあつて、これらの場に加わらないとした方を含めて、あるいはご意見、ご批判されている方も含めて、よくお話を伺うように、くれぐれもお願いしたいと思います。

その上で、ファシリテーターの二人には、本当に今日、貴重なお話をありがとうございます。現場でのご苦勞、また、いろいろご尽力いただいて、工夫いただいて、大変よく伝わってまいりました。

皆さんにももしご意見あれば伺いたいですし、NUMOにもお伺いしたいんですけれども、やっぱり場の進め方だけではなくて、今日のお話でもいろいろありましたけど、それを超える部分で、この場がどういう段階で、どういう形態で設置されるかということもやっぱり併せて検証するべきでありまして、先ほどの声を拾うときにも、このことについてもぜひご質問いただきたいと思いますし、もしファシリテーターのお二人から、こういうふうでいいんじゃないかというアイデアがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

特に私が気にしていますのは、市長の応募で、あるいは受入れで、この分離調査が始まる。

NUMOは事業者で、どちらも第一利害当事者であるというところで、今回どちらでも、町村とNUMOの共同で設置するという形で場が設けられていて、これは今もご議論あったように、中立性とか公平さというところで、疑義を持たれる方が出てくる一つの要因でもある。違う言い方をすると、合意形成と切り離せなくなっている部分があるんじゃないかなと思います。

ですので、この部分をどうしていくのかということについて、今回ぜひ現場、住民の皆さん、あるいはファシリテーターの方々からのご意見をきちんと承る必要があるんじゃないかなと思います。

公開性・透明性の要求については、ほかの先生方からもありましたけれども、何も住民の皆さんに丸腰で、全国誰からも見られるところに出てきてほしいということが要求の中心にあるのではなくて、国やNUMOがこの場の公正さをゆがめるようなことになっていないかという件について、きちんと確かめられるようにしてほしいという、そういう趣旨が主なんだと思うんですね。

だとすると、その辺りは、やはりこの制度ですとか、国やNUMOの関与の在り方によって解決、対処できる部分でもあるのではないかなというふうに思います。

それから、もう9年も前ですけれども、ワーキングのこの中間取りまとめを見ますと、こうした場合は、本来、文献調査に入る前にも設けられることが望ましいという趣旨のことが書かれているわけでありまして、先ほどの対馬の市長からのお話や、それに対する先ほどの国やNUMOからのご回答を承ると、やはりその段階で何らかそうした仕組みがつかれないのかと、そういう場合に当然その中立性・公正性、多様な意見の反映、こうしたことをどのようにできるようにするか、ここは我々も考えどころではないかなと思います。

それから、今日お二人にお話しいただきましたけれども、エネルギー庁やNUMOとして、そうした振返りをいただいたことについてどう受け止めて、どのような今後、お力添えできるのかというのを、さらなる調査地域の拡大ですとか、現在の地域でも次の段階に進むこともあり得るという情勢ですので、例えば、次の会のときには、どのような受止めをして、どういったお取組みをされるのかというご報告を、ぜひいただきたいなと思います。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございます。

それでは、織委員、お願いします。

○織委員

ありがとうございます。竹田さん、大浦さん、本当に長い時間をかけて丁寧な議論をしていただいていること、すごく勉強になりました。ありがとうございました。

やはり私も対話の場の総括ということなんですけれども、総括というよりか、多様な手法として、こういったものがある。そこから得られるものは何かという、そういう視点での分析が必要なのかなというふうに思っています。

私も海外の事例、対話の場に随分参加させていただきました。英国もフランスも行きました。そのときに印象に残っているのが、英国のセラフィールドで業者の方が言っていたのは、高レベル放射性廃棄物処分、あるいは原子力の話、普通の食卓で話せるような、夕飯の話題として話せるような土壌をつくっていくことが重要であるというようなことをおっしゃっていたんですね。

まさに、いろいろな議論の場があって、市民がいろいろな選択肢がある中で、自分たちの意思で決定をするという、そのためには多様な利害関係者が出てきて、場がいっぱいあって、いろいろな選択肢があって、自らがその選択をしていくということが何よりも重要になってくる。その中で、竹田さんのやり方ですとか、大浦さんのやり方とか、いろいろなやり方があって、それをどう広げていくのかということが、多分、一番議論していかなくちやいけないことだと思います。

今回のことは、決していい、悪いとか、どこがまずいとか、どこがよいということだけではなくて、これをどうやって広げていって、もっと普通に、高レベル放射性廃棄物処分というのを普通に議論していくのかということをやっていかなくちやいけないのかなと思います。

それでもう1点だけ、文献調査の話で、市長がおっしゃっていた対馬の話なんですけど、一つは金額の問題があると思います。2年間で20億という金額が、逆に日本の場合には大きな足かせになって、次につながらなければならなくなって、重要な議論ができなくなっている。この金額の高さが、これだけもらっちゃったら何かやらなくちやいけないんじゃないかということが、私も多くのファシリテーションの場をやっているときに、お金の出所とか金額の多さというのが重要な議論を妨げていることが物すごく、これは日本だけです。これはほかの国ではあまり見られないことなので、そういったことも含めて、もう少し議論していければなというふうに思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

一通りご議論いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、まず、竹田様、大浦様から、出されました回答すべき質問、意見について順次ご回答いただき、さらに必要に応じてエネ庁、NUMOからご回答をお願いしたいと思います。

それでは、竹田様からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○竹田氏

もし忘れていたら指摘してください。たくさんあったので。

まず一つ目が、八木さんからお話しいただきました、運営協議会はないんですか。これはございません。

最初の段階で、私が資料を拝見したときに、海外事例を、多分、エネ庁さんの資料だと思うんですけど、海外事例の資料を見せていただきまして、その中に、例えば議員さんが入ら

れるとか、首長さんが入られるとかという、一般的な資料を見させていただきました。こういう枠組みでというようなお話だったのと、あとはこれ、関係者の方、多分、町の方だと思うんですけども、やっぱり会員の方から、特別な人たちをつくりたくないという、要するに運営協議会的なものをつくってしまうと、その人たちが運営しているように見えてしまう。それはあまりよくないと。私はすごくそれはいい意見だなと思いましたので、運営協議会というのは、最初の段階からつくっていなかったというふうに思います。

あと、進め方なんですけれども、私の資料の一番最後を見てください。議事一覧というのがあります。

これは、大浦さんのときは結構詳しくお話したんですけど、私はどちらかというと、ここは飛ばしてしまったほうなんですけど、その後かな。ありますね。この中で、最初は会則の話だったんですね。ここが2回ありました。これは当然、どういうルールでやるかは重要だったので、ここは特に会員の方から（議事として）こういうことをしてくださいというわけではなくて、建てつけとして行われたんですね。

次に、地層処分事業について。これ、通常、今後やる事業の話なので、ここは必要だろうということで進んできたんですが、実は2021年、2022年、かなり飛んでいることが分かります。これはコロナの関係で、飛び飛びにやらざるを得なかったんですね。

ですから、ある程度、本当は、会議の最後に会員の皆さんに、次はこういうことをやりましょうというのを提案をして、そこで議論をして、じゃあ次これしましょうねといって次に続けるというルールを最初に話していたんですけども、ちょっとすみません、コロナの関係でそれが崩れてしまったというのが一つあります。

ただし、13回目以降、将来の町の在り姿について、ここはシリーズものです。もうずっと、議論の中で、次はこれだね、次はこれだねというふうに進んできましたので、ある程度13回目以降はそれが成立してきたかなというふうに思います。

ですから、ルールとしては、場の最後に、次はこんな感じですかという提案があって、そこで議論がなされて、次はこれですねというふうに行きたかったと。ただ、ちょっとうまくいかないところもあったというのが反省でございます。

これがまず1点目のご質問だったと思います。

それから、もう一つが設置のことですか。アイデアがあればというようなことがありましたね。ありがとうございます。

これはやっぱり、地域性がかなり効いてきます。その地域がどういう歴史を持って、どういう経済発展し、今どうなっているかというのを、よくやっぱり事前にその地域の皆さんと協議をして、じゃあうちはこういう場をつくりましょうというような事前の準備がかなり重要だと思います。ぜひそれをやっていって、私たちもこれからもし携わるとすればやっていきたいし、皆さんもそういうご意見をいただければありがたいなというふうに思いました。

大きくは、この二つですか。大丈夫ですか。もし忘れていたら、後で指摘をしてください。

お時間もありますので戻します。

○高橋委員長

それでは、大浦様、お願いします。

○大浦氏

たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。ご意見はありがたくというか、とても励みになるご意見もありましたので、ありがとうございます。

質問のところだけお答えさせていただければと思います。

まず、地域振興の話合いはどのような経緯で取り扱うことになったのかという趣旨のご質問だったと思いますが、これは、実は設置する段階で、皆さん方にお声がけしている資料の中に、既に地域振興、まちづくりについてお話をしましょうということについて書いてありました。最初から、それは約束事なので、扱わなければならないというテーマではありました。ということが一つあります。

それと、ただ最初からいきなりNUMOというわけの分からない団体がいきなり出てきて、地域振興について話をし始めたとかとなると、あからさまに何か地層処分ありきの話をするんだみたいな話になってしまうので、少し場が収まってきて、みんなが、いや、普通に何か思っていることを話せばいいんだよみたいな雰囲気ができるまで、時間を待ったという感じです。ということです。

もちろん、地域振興だとか、まちづくりだとか、町の将来だとか、あと補助金、20億のお金が入りますけれども、それを一体誰がどういうふうに使っていて、どんな使い方ができるんだとかということについて知りたいという意見は、そのプロセスの中で何度も何度も対話の場から出てきています。

あと、公開についてのお話、ご意見をいただきました。公開、確かにご指摘いただいたとおりで、公開しろと言っている背景って何があるのかということ、密室で、簡単に言うとNUMOが説得の場をやっているんだろうと。みんなで寄ってたかって洗脳をやっているんだろうという言い方をしている人がたくさんいて、それは対話の場の皆さん方にとっても全然そんなことはやっていないので、対話の場の皆さん方にとっても不本意なことなので、そういうことではないんですよというつまびらかにするという意味では公開は大事なんですけれども、お話があったように、そもそもの目的は何なのかということ、皆さん方に話し合ってもらったり、何をやろうとしているのかということについて分かっていたりということが目的なので、公開そのものが最初からの目的ではないんだということにはあると思うんです。そこのバランスで、どこで何を決めていくのかということになると思います。

公平性についても、すみません、僕が言ったのは半分愚痴でした。ファシリテーターとして立つといろいろなことを言われるので、そのたびに僕も周りの人間も結構傷ついているという話でした。

立てつけのお話なんですけれども、立てつけについては、対馬とかを見ていて、あるいは神恵内をもう一度一からスタートするとか、寿都をもう一度一からスタートするとかとい

うのであれば、どうすればいいんだろうかなとずっと思っているんですけども、例えば、例えばですよ。例えば、これから話し合いを、手を挙げる事が決まったということで、これから話し合いの場、対話みたいなものをやろうと思って、どんなことを話したらいいとか、どんなふうにやればいいのかとかについて決めなきゃならないから、それについて話し合うための対話の場みたいなものを最初につくる。やりたい人が来てくれ、来たい人は来てくれ、誰でもいい。首長さんも議員さんも誰でも来てもいいみたいな場をつくってやっていくみたいなことは、できるかもしれないですけども、これは相当荒れると思います。物すごい力量のあるファシリテーターが入らないと、立ってもいられないぐらい大変ですし、それをやるだけで1年かかるような気がします。それをやるだけの覚悟はあるのかというのは、ちょっと難しいと思いますので、そこは竹田先生おっしゃるとおり、地域特性もあるので、どうやっていったらいいのかということを考えていけばいいと思います。

以上です。すみません、とりとめのない話をしました。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、エネ庁、NUMOから。まずNUMOから、お願いします。

○田川専務理事

それでは、たくさんいろいろなご質問をさせていただいております。少しまとめてご回答させていただきますと思います。

まずは、対話の場の立てつけ、枠組みについてでございますけど、私ども、もともとの発想としては、やはり地域の皆さんと相談しながらつくっていくということでございます。これがやはり大原則だと思います。

この場の議論、ナショナルな議論ですけども、やはり実際に適用するところは地域の個性の強いところでございます。そこから一般的な原則なりができて、やっぱり最後、また新たに発表するところは、やはり個性の高いところということでございます。その中でどういう原則を立てていくのかということ、こういったことでございます。基本はやはり地域の皆さんと相談しながら進めていくということでございます。

それから、第三者の有識者、失礼、その前にあれですね、ヒアリングの進め方でございます。多様な声をできるだけ聞くようにということで、私ども、まずは対話の場のメンバーでございますとか、町の将来に向けた勉強会に参加しておられる方、こういったところをまずは想定しております。当然その中には賛否いろいろな考え方のあるところでございますし、そういうところをまず基本にしながら、いろいろ相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、これを実際にアドバイスをいただく、指導いただく有識者のメンバーについて、これにつきましても、皆様方から具体的にこういう方、こういうイメージの方というのがあれば、私ども、さらに間口を広げて、お話を伺いたいというふうに思っているところでございます。

それから、高野委員からございました、ヒアリングに委員が同行して、あるいは有識者のメンバーが同行して、これは実際にいろいろなスケジュールの問題でございますとか、いろいろなものがあると思います。実現可能性なども含めて検討していければというふうに思っております。

漏れがございましたらご容赦いただきたいと思いますと思いますが、私からは以上でございます。

○高橋委員長

じゃあ、エネ庁、お願いします。

○下堀課長

ご意見いただきまして、ありがとうございました。

私もちょっとまとめてしまいますけど、まずこの対話の場、対話活動に関する総括ということでございますけれども、これまで通常、神恵内村を中心に行われてきたこと、村上委員から質問ありましたけど、中心はあくまでも対話の場は対話の場でやるけど、そこから派生したような取組、シンポジウムを開いたりとか、視察に行ったりとか、いろいろな活動もしていますので、そういう趣旨でございます。対話活動全般。ですけど、対話の場が中心になるという趣旨でございますので、その上で、そのやり方はどういう人にどうやって誰が決めるのかという話もありましたし、その対象も含めて、同行の仕方とか、それをどう報告するかというのも、様々なご意見をいただきました。

本当に様々なご意見をいただいたので、しっかり受け止めさせていただいて、ちょっと整理して、その方向、方針についても改めて検討したいというふうに思います。

少なくとも、今、田川専務が言ったような、対話の場に参加された方、こういったところは当然するんだろうと思いますが、ご指摘にあった多様な意見という意味で、まさに参加してない人も含めて、そういったところもしっかりやっていきたいと思えますし、この対話の場が、また、今後の展開といいますか、例えば対馬に関連して、どうやったら市民の理解を得られるかという形の展開を考えたときにも、どんなやり方があるかというのは、今日のご意見を踏まえながらちょっと検討していきたいというふうに思っています。

というところが全般でありますけれども、すみません、1点、最後、織委員から交付金の話がありましたけど、ご意見を受け止めますけれども、その上で、対馬市長は、今日の資料にはないんですが、記者会見の中では、仮に水産業とか観光業とかそういうところに影響があったら20億円では足りないというようなお話もあったので、いろいろなご議論があると思いますので、そこは引き続き検討させていただければというふうに思っています。

最後に、高野委員から、前の議題のほうですね。進め方について、技術ワーキングにもしっかり見ていただくべきということもご指摘いただきましたので、先ほどのお話のように、この小委員会のメンバーのみならず、技術ワーキングの委員の皆様にも、しっかりパブコメの結果というのを整理したものの共有を行わせていただいて、その上で、委員長とも相談させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、私から最後に申し上げます。進め方についてですが、時間もあるところで、一つ一つ着実に進めていかなければいけないと考えます。よって、パブリックコメントのやり方につきましては、今のような事務局の形で、基礎ワーキングの先生方も踏まえ、技術的なところを詰め、また、それ以外の項目に関しても、先生方の意見を十分取り入れさせていただく。そのような形で、パブコメに対する回答案を確定し、私の責任において回答させていただきたいと思います。

それから、今後の進め方ですが、本日は、まずは第一歩ということで、ファシリテーターの先生方にお話をいただきました。これから丁寧に、NUMOもおっしゃいましたが、多様な声を拾って行って、総括につなげていくということだと思います。

そういう意味で、高野委員もおっしゃいましたが、委員の先生方にもぜひ発言したいということであれば、発言していただきたい。ここの場の先生方も、そのような形で、私の意見を深掘りしたい、深掘りでお伝えしたいということであれば、そういう場をぜひ広げていただければ幸いです。委員におかれましてもその辺をお考えいただければというふうに思います。

対馬の例についても、作業の過程において、どうしても意識せざるを得ない事例だと思いますので、おいおいと段階を踏んで、その経験を生かすための取組もしていただくべきものと思います。

私からは以上でございます。最後に、事務局から何かございましたらば、お願いしたいと思います。

○下堀課長

ありがとうございます。

まず、今日議論のありました省令改正とか、あるいは足元で動いていること、こういったことは、本日いただいたご意見も踏まえて、しっかり取組を進めていきたいと思っております。

パブリックコメントについては、今、委員長がおっしゃったとおりに進めさせていただければと思います。

対話活動の総括については、先ほども申し上げたとおり、しっかり整理、検討させていただいて、改めてしっかり委員の皆様のご意見を踏まえながら進めさせていただきたいというふうに思います。

次回以降の開催につきましては、事務局での調整の上、委員の皆様にご連絡を申し上げますので、何卒よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

若干、不手際で終了予定時間を過ぎましたが、これで第1回特定廃棄放射性廃棄物小委員

会を閉会いたします。

今日は、ご多忙のところ、長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。